7 応募及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町１丁目 220

鳥取県子ども家庭部家庭支援課内 青少年育成鳥取県民会議事務局

Email:t-youth7@infosakyu.ne.jp／TEL 0857-26-7078／FAX 0857-26-7863

8 審査・選定

(1) 当県民会議において厳正な審査を行い大賞１点、各部門から最優秀賞と優秀賞各１点の選定を行います。

(2) 審査の結果は入賞者本人に直接通知するとともに、青少年育成鳥取県民会議及び鳥取県のホームページ等で発表します。(令和９年２月予定)

(3) 入賞者に、賞状と副賞（図書カード）を贈呈します。

9 その他注意事項

- **本コンテストは、「とりのからあげ」の内容を理解し、自ら考え、表現することを目的としています。このため、応募作品は応募者本人又は応募グループが主体的に制作したオリジナル作品としてください。生成 AI を補助的に利用することは差し支えありませんが、生成 AI が作成した画像、イラスト、動画等を主要な表現として用いた作品は応募できません。**
- 入賞作品は、鳥取県等の啓発活動に広く使用します。なお、必要により補作、修正することがあります。
- 入賞作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)、商品化権、使用権、商標権その他一切の権利は、鳥取県及び青少年育成鳥取県民会議に帰属します。応募者は応募作品に関し、著作権人格権に基づく権利行使は行わないこととします。
- 応募にかかる一切の費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- 応募者の個人情報は青少年育成鳥取県民会議等で適切に管理し、この事業以外の目的で使用しません。
- 入賞作品が既に発表されているものと同じ、或いは、類似していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても採択を取り消すことがあります。
- ひとり何点でも応募できますが、１つの応募用紙又は応募フォームにつき１作品としてください。(グループで応募する場合は、代表者１名を決め、その方が応募に関する手続きを行ってください。)
- 入賞作品、入賞者の氏名（グループの場合はグループ名)、住所（市町村名まで)、学校、学年を公表させていただきます。
- 応募作品について、第三者からの権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合（第三者に対する権利侵害の例：①応募者自身のオリジナル曲や著作権フリー曲以外の曲の応募作品への使用について、著作権の利用許諾を得ていない②応募作品の出演者以外の通行人等の映り込みについて、通行人等本人の許可を得ていない 等)、青少年育成鳥取県民会議及び鳥取県は一切の責任を負いません。

※1 とりのからあげ：令和２年７月に実施した「子どもの SNS トラブル防止標語コンテスト」の大賞作品。鳥取市立浜村小学校６年生グループが考案した標語。

「と」もだちがきずつく事をしない
「り」よう時間を決めよう
「の」せない個人情報
「か」きんしない
「ら」いん（LINE）は相手の事を考えて送信
「あ」わない SNS で知り合った人
「げ」（ゲ）ームソフトの年齢制限を守る